

東京都普及指導協力員 名簿（委嘱期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日まで）

区分	No.	選任要件	活動状況
林業経営	1	林業技士	模範的な篤林家で、森林インストラクターでもある。さらに所有山林の一部をボランティアグループに開放して、自ら指導もしている。
	2	指導林家	家業とともに質の良い木を目指した林業も行っている。所有山林の一部をボランティアグループに開放している。歴史の語り部でもある。
	3	指導林家	自ら所有山林で林業作業を行っている。さらに都市住民の林業体験の場としての施設も整え、自ら講師・助言者としても活躍している。
	4	指導林家	地域の林業経営者の模範として、森林の効用を広く都市住民にアピールしつつ、自ら手入れの行き届いた林業を実践している。
	5	知事の認定	林業家で保育園運営も行い、多摩産材による園の木質化や園児の林業体験教室も行っている。山林の一部を公共団体等に開放している。
	6	林業技士	長年、林業関係団体に勤務し、その後、独立して林業に従事。林業技士（森林評価）でもある。地域の林業に広く貢献している。
加工	7	知事の認定	木の伐採から製材までを営み、多摩産材を使った家造りのPRも行っている。製材業のみだけでなく、森林・林業に対し豊富な知識を有する。
森林生態・学校教育	8	森林インストラクター	林業関係団体に従事した経験もあり、森林インストラクター、林業技士（林業経営・森林評価）、森林施業プランナーの資格を有する。動植物にも詳しい。
	9	知事の認定	林業事業体の代表理事で、自ら作業道をつくり木を伐りだしている。地域で若手林業従事者の指導も行うリーダー的存在。
	10	森林インストラクター	森林インストラクターであり、森林ボランティアの実績あり。植物に詳しく、林業のみでなく森林生態についてと、幅広い分野に対応できる。
	11	知事の認定	林業関係団体で現場作業従事後、林業事業体に移籍。林業就業支援講習の実地講習講師や都体験の森のインストラクター等で活躍。
	12	知事の認定	林業関係団体で作業従事後、自ら林業事業体を設立。広く都市住民に森林・林業のPRも行っている。若手新人を採用し自ら指導も行っている。
	13	森林インストラクター	森林インストラクターであり、林業体験等の企画・運営を行っている。木質バイオマスエネルギーの導入支援や関係NPO理事としても活躍。
	14	知事の認定	自伐林家で林業研究グループに所属し、森林ボランティア養成や高校生のインターンシップ等で林業体験指導・講師として積極的に活動している。
	15	知事の認定	林業に従事しながら、森林ボランティア養成や高校生のインターンシップ、企業のCSR活動等で林業体験の指導も行っている。
16	知事の認定	林業普及指導員の経験があり、森林総合監理士、林業技士、土木施工管理技士の資格を有し、歴史にも詳しい。	
特用林産	17	知事の認定	シイタケのみでなく、マイタケ、クリタケ、ヒラタケ、ナメコ等も生産している。自ら観光きのこ園を設けており、きのこ生産者の模範である。
	18	知事の認定	栽培技術や生産性の向上、経営指導にも努めている。地元小学校でシイタケ栽培教室もおこなっている。品評会等での受賞も多くある。
	19	知事の認定	長年、椎茸生産団体の職員であったので知識・経験豊富である。子供のための植菌体験やきのこ生産新規参入者への指導も豊富である。
	20	知事の認定	林業研究団体や椎茸生産団体の要職を歴任し、生産者の模範。子供のための植菌体験やきのこ生産新規参入者への指導も豊富である。